



令和6年度東かがわ市住民税非課税世帯等、住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）及び住民税非課税世帯等（こども加算）臨時特別給付金のご案内

本給付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯の負担を軽減し、生活を支援するための給付金です。

給付金の支給額

- ・住民税非課税世帯等給付金
1世帯あたり 10万円
- ・こども加算
対象児童1人 5万円

支給対象世帯

令和6年6月3日時点において、東かがわ市に住民登録があり、かつ、令和6年度に新たに住民税非課税世帯等となった世帯
※世帯員全員が住民税所得割が非課税者で構成される世帯

こども加算については、18歳以下の生計同一の児童

給付金支給の手続き

- 対象となる世帯には給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付します。
- 中身を確認して、**東かがわ市に返送してください。**

【確認事項】

- ①給付金の振込先口座等
- ②世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告であるものはないこと
- ③令和5年度中に、本市または他市で同様の低所得者向け給付金の支給を受けていないこと

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

東かがわ市役所市民部福祉課臨時特別給付金担当



0879-26-1228

受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日) 除く)